

## 4 開発整備促進区（地区計画制度）の創設

大規模集客施設 改正法により立地をいったん制限

その上で、地域に真に必要と判断  
都市計画の手続きを経て、適正に施設を立地

用途を緩和する地区計画の創設 「開発整備促進区」

### 【対象地域】

第二種  
住居地域  
準住居地域  
工業地域  
白地地域

大規模集客  
施設の整備が、  
合理的土地利用  
のため特に必要  
現に、土地の  
利用状況の変化  
が著しい

地区計画の策定  
開発整備促進区

特定行政庁の許可  
交通 安全 防火 衛生  
上の観点から許可

**用途規制適用除外**  
1万㎡超大規模集客施  
設の立地規制を除外